

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	[7,673,585]	<b>流 動 負 債</b>	[2,961,129]
現金及び預金	3,422,500	営業未払金	927,177
受取手形及び営業未収入金	2,806,959	1年内返済予定の長期借入金	111,664
電子記録債権	11,661	リース債務	786
商品及び製品	268,217	未払法人税等	312,725
仕掛品	92,781	未払消費税等	87,819
原材料及び貯蔵品	642,891	未払金	611,166
前払費用	157,928	未払費用	657,582
その他	270,790	その他	252,207
貸倒引当金	△146	<b>固 定 負 債</b>	[2,365,578]
<b>固 定 資 産</b>	[7,025,772]	長期借入金	180,726
(有形固定資産)	(5,794,586)	リース債務	926
建物及び構築物	2,469,106	製品保証引当金	5,318
機械装置及び運搬具	2,898,028	退職給付に係る負債	2,099,831
工具、器具及び備品	64,363	資産除去債務	78,622
土地	110,608	その他	152
リース資産	1,535		
建設仮勘定	250,944	<b>負 債 合 計</b>	5,326,707
(無形固定資産)	(99,082)	<b>純 資 産 の 部</b>	
特許権	4,916	科 目	金 額
ソフトウェア	55,885	<b>株 主 資 本</b>	[9,441,208]
ソフトウェア仮勘定	27,800	(資本金)	(2,038,750)
その他	10,480	(資本剰余金)	(114,700)
(投資その他の資産)	(1,132,103)	(利益剰余金)	(7,288,531)
投資有価証券	218,296	(自己株式)	(△773)
繰延税金資産	464,169	<b>その他の包括利益累計額</b>	[△68,557]
敷金及び保証金	199,536	(その他有価証券評価差額金)	(732)
長期前払費用	14,614	(為替換算調整勘定)	(△1,035)
退職給付に係る資産	233,340	(退職給付に係る調整累計額)	(△68,254)
その他	2,145	<b>純 資 産 合 計</b>	9,372,650
<b>資 産 合 計</b>	14,699,357	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	14,699,357

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2019年4月 1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,742,940
売 上 原 価		12,098,821
売 上 総 利 益		2,644,119
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,221,897
営 業 利 益		1,422,221
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	5,565	
受 取 補 償 金	3,700	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	17,698	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	5,379	32,343
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,858	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	5,094	7,952
経 常 利 益		1,446,612
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37	37
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57,965	
固 定 資 産 売 却 損	604	
減 損 損 失	76,035	134,606
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,312,043
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	460,931	
法 人 税 等 調 整 額	352,405	813,337
当 期 純 利 益		498,706
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		498,706

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月 1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日残高	2,038,750	114,700	6,985,096	△773	9,137,772
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△195,271		△195,271
親会社株主に帰属する 当期純利益			498,706		498,706
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	303,435	-	303,435
2020年3月31日残高	2,038,750	114,700	7,288,531	△773	9,441,208

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	58,283	755	△73,803	△14,764	9,123,008
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△195,271
親会社株主に帰属する 当期純利益					498,706
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△57,551	△1,791	5,549	△53,793	△53,793
連結会計年度中の 変動額合計	△57,551	△1,791	5,549	△53,793	249,641
2020年3月31日残高	732	△1,035	△68,254	△68,557	9,372,650

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	[6, 570, 003]	<b>流 動 負 債</b>	[3, 159, 178]
現金及び預金	2, 328, 994	営業未払金	1, 378, 567
受取手形及び営業未入金	2, 751, 472	関係会社短期借入金	120, 000
電子記録債権	11, 661	1年内返済予定の長期借入金	111, 664
商品及び製品	268, 217	リース債務	786
仕掛品	92, 781	未払法人税等	283, 870
原材料及び貯蔵品	642, 891	未払消費税等	12, 531
前払費用	153, 702	未払金	585, 755
その他	320, 427	未払費用	420, 201
貸倒引当金	△146	その他	245, 801
<b>固 定 資 産</b>	[7, 062, 931]	<b>固 定 負 債</b>	[1, 328, 658]
(有形固定資産)	(5, 786, 057)	長期借入金	180, 726
建物	261, 380	リース債務	926
構築物	2, 203, 968	製品保証引当金	5, 318
機械装置及び運搬具	2, 896, 065	退職給付引当金	1, 062, 912
工具、器具及び備品	61, 554	資産除去債	78, 622
土地	110, 608	その他	152
リース資産	1, 535	<b>負 債 合 計</b>	4, 487, 837
建設仮勘定	250, 944	<b>純 資 産 の 部</b>	
(無形固定資産)	(97, 329)	科 目	
ソフトウェア	54, 586	株 主 資 本	[9, 144, 364]
ソフトウェア仮勘定	27, 800	(資本本金)	(2, 038, 750)
その他	14, 942	(資本剰余金)	(114, 700)
(投資その他の資産)	(1, 179, 545)	資本準備金	114, 700
投資有価証券	86, 170	(利益剰余金)	(6, 991, 688)
関係会社株式	246, 709	利益準備金	313, 084
繰延税金資産	404, 869	その他利益剰余金	6, 678, 603
敷金及び保証金	198, 186	別途積立金	80, 000
長期前払費用	14, 614	繰越利益剰余金	6, 598, 603
前払年金費用	227, 949	(自己株式)	(△773)
その他	1, 045	評価・換算差額等	[732]
		(その他有価証券評価差額金)	(732)
<b>資 産 合 計</b>	13, 632, 934	<b>純 資 産 合 計</b>	9, 145, 097
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	13, 632, 934

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

## 損益計算書

(自 2019年4月 1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,472,876
売 上 原 価		12,007,317
売 上 総 利 益		2,465,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,117,088
営 業 利 益		1,348,470
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	5,438	
受 取 補 償 金	3,700	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4,183	13,321
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,463	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	3,654	7,118
経 常 利 益		1,354,673
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	37	37
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	57,965	
固 定 資 産 売 却 損	604	
減 損 損 失	76,035	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	32,754	167,360
税 引 前 当 期 純 利 益		1,187,350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	411,779	
法 人 税 等 調 整 額	14,680	426,460
当 期 純 利 益		760,890

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月 1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2019年4月1日残高	2,038,750	114,700	114,700
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2020年3月31日残高	2,038,750	114,700	114,700

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
	利益準備 金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日残高	293,557	80,000	6,052,511	6,426,069	△773	8,578,745	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	19,527		△214,798	△195,271		△195,271	
当期純利益			760,890	760,890		760,890	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	19,527	-	546,092	565,619	-	565,619	
2020年3月31日残高	313,084	80,000	6,598,603	6,991,688	△773	9,144,364	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	58,283	58,283	8,637,029
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△195,271
当期純利益			760,890
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△57,551	△57,551	△57,551
事業年度中の変動額合計	△57,551	△57,551	508,067
2020年3月31日残高	732	732	9,145,097

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 エージーピー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 敦貞 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エージーピーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 エージーピー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶久 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 加藤 敦貞 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エージーピーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社エージーピー 監査役会

常勤監査役	大 島 康 典	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	米 谷 宏 行	Ⓔ
監 査 役	関 谷 岳 久	Ⓔ
監 査 役(社外監査役)	松 尾 慎 祐	Ⓔ

以 上